

議第126号

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年 6月 6日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

滋賀県立成人病センターにおける医療事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項および滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第12条の規定に基づき、議決を求める。

78,000,000円

（参 考）

平成23年5月滋賀県守山市守山五丁目4番30号滋賀県立成人病センターにおいて、県内在住の患者に対する手術の後、病状の急変により心肺停止状態となり、結果として重篤な後遺障害が生じた医療事故により、当該患者に対し、損害を与えたことによる賠償金である。